

安全保障理事会決議 1812(2008)

2008年4月30日、安全保障理事会第5882回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンの情勢に関するすべての決議および議長声明を想起し、

従前の、武力紛争における文民の保護、特に、国際連合世界サミットの成果文書の関連する条項を再確認する決議 1674(2006)、武力紛争における子どもに関する決議 1612(2005)、人道および国際連合の要員の保護に関する決議 1502(2003)、女性、平和と安全に関する決議 1325(2000)をも想起し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全ならびに平和の目的に対する公約を再確認し、

包括的和平協定(CPA)の支援における国際連合スーダン・ミッション(UNMIS)の活動を賞賛し、部隊提供国のこのミッションへの支援における継続した取り組み(を賞賛し、アフリカ連合スーダン・ミッション(AMIS)からダルフルにおける国際連合・アフリカ連合混合部隊(UNAMID)への移管の支援におけるUNMISの取り組みをも賞賛し、

CPAの成功した実施がダルフルの危機の解決と地域の持続的な平和と安定にとって肝要であることを確認し、また、両陣営により引き起こされた暴力行為を非難し、

彼の勧告を含む2008年4月22日付の事務総長のスーダンに関する報告書について留意し、および2007年8月29日付のスーダンにおける子どもと武力紛争についての報告書(S/2007/520)に留意し、また、安全保障理事会により承認されたスーダンにおける子どもと武力紛争についての結論(S/AC.51/2008/7)を想起し、

査定評価委員会(AEC)の新議長としてのデレク・プランブリイの任命を歓迎し、

開発援助を通してを含め、国際共同体のCPAプロセスへの支援の公約を想起し、援助提供団体に対し、CPAの実施を支援し、また、この目的のために、すべての誓約を尊重するよう促し、

決議1663に述べられているように、民兵および「主の抵抗軍」(LRA)のような武装集団に関して、UNMISが現行の職務権限および能力を最大限活用する必要性を想起し、

LRAとウガンダ政府との間の22年にわたる紛争に終止符を打とうとする南部スーダン政府の仲介の取り組みを歓迎し、また、当事者に対し、解決を達成するよう促し、

2008年4月22日の国勢調査の開始をCPA実施における重要な里程碑であるとして歓迎し、公正で包括的な調査への継続的な支援およびすべての当事者によるその結果の受諾を促し、

スーダンにおける事態が依然として国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けて

いることを決定し、

1. さらに一定期間更新するとの意図を持ちながら、UNMISの職務権限を2009年4月30日まで延長することを決定する。
2. 3カ月ごとに、理事会に、UNMISの職務権限の実施、CPAの実施の進展、および休戦に関して報告し、また、UNMISがさらに選挙を支援し、和平プロセスを進めるために取りうる措置に関する評価と勧告を提供するよう事務総長に対し要請する。
3. CPAのすべての項目、ダルフルール和平協定および2006年10月の東部スーダン和平協定の完全かつ速やかな実施の重要性を強調し、また、すべての当事者に対し、これらの協定に対する公約を遅滞なく尊重するよう求める。
4. 国民統一政府(GNU)において共同で活動している当事者の継続した取り組みを歓迎し、さらにCPAを実施するために、国民議会党(NCP)およびスーダン人民解放運動(SPLM)がその責任を果たすうえでの協力を促す。
5. CPAの実施を監督し、報告するうえでのAECの死活的な重要性を強調し、また、委員会の自立性を強化するよう求め、さらにすべての当事者に対し、AECに対して十分に協力し、またその勧告を実施するよう促す。
6. 二つの陣営の間の実際の境界についての最終的な合意を害することなく、アブユエイ地区において、UNMISによる制約が完全でない監視と検証に協力するようすべての当事者に求め、また、UNMISに対し、当事者と協議し、さらに適切な場合には、コルドファン地区を含むアブユエイ地域に人員を配置するよう促す。
7. 当事者に対し、アブユエイ問題に対処し、相互に合意可能な解決を見出すよう求め、また、さらにすべての当事者に対し、対立する1956年1月1日の境界線から離れて兵力を再配置し、また、CPAに従い、アブユエイに暫定統治を完全に設立するよう促す。
8. CPAにもとづく1956年の南北境界線の境界画定プロセスにおいて、要請があれば、その現行の職務権限および現行の手段ならびに能力の範囲内において、技術および後方支援を提供し、当事者を援助するようUNMISに要請する。
9. CPAの完全な実施における合同統合ユニット(JIUs)の重要な役割を強調し、できるだけ早期にJIUsを完全に設立し、効果的に運用可能にするために、合同防衛委員会と協議したUNMISにより調整された物資および訓練の支援を提供するよう援助提供団体に促す。
10. 武装解除、動員解除および社会への再統合(DDR)のための国家戦略計画の採択を歓迎し、当事者に対し、その実施開始時期に関し迅速に合意するよう奨励し、この点に関する事務総長により提案された達成条件に留意し、CPAのもとでのDDRための計画の実施において、自発的な武装解除および武器の回収ならびに廃棄の取り組みを、その職務権限と両立させながら支援するようUNMISに対して促す。
11. その職務権限と両立し、また、関連する当事者と調整し、さらに、武装部隊および

武装集団に所属していたすべての子どもたちの保護、解放および社会への再統合に対し特別な注意を払う必要を考慮しながら、国家DDR調整会議および北部ならびに南部DDR委員会に対する支援を拡大するようUNMISに要請する。

12. さらに援助提供団体に対し、合同国際連合DDRユニットの支援の求めに対して応えるよう促す。
13. 南部スーダンを含め、スーダンにおける法の支配の促進および警察ならびに矯正行政の再編におけるCPAの当事者に対する支援と、文民警察および矯正施設職員の訓練における支援に対する、その職務権限と両立し、また、認められた権限の枠内の文民警察のレベルにおける取り組みを継続するようUNMISに奨励する。
14. GNUに対し、包括的な国際調査の実施を完了し、また、スーダンに全土における自由で公正な選挙の実施へ向けて速やかに準備するよう促す。
15. UNMISに対し、その職務権限と両立させ、UNDPおよびCPAの当事者と緊密に協力しながら、選挙の実施のための国家規模の戦略の開発への支援を含む国政選挙の実施へ向けての支援の準備をただちに開始するよう促し、また、さらに、国際共同体に対し、選挙の準備のために、技術および物資面における支援を提供するよう促す。
16. 国家規模での和解と平和構築へむけて、とりわけ、決議1325において確認されているように、紛争の予防と解決ならびに平和構築における女性、および市民社会の役割を強調する包括的アプローチの必要への対処において、その職務権限と両立させながらCPAの当事者を支援し、その職務権限の実施のすべての側面においてこの必要を考慮に入れるようUNMISに対し、奨励する。
17. CPAおよび2007年3月28日にハルトゥームで国際連合とGNUとの間で署名された声明の当事者に対し、スーダン国内の人道活動および要員を支援し、保護しまた便宜を図るよう要求する。
18. ハルトゥームから南部コルドファンおよび南部スーダンへの国内避難民の、ならびに庇護を受けている国々から南部スーダンへの難民の、継続した組織的な帰還を歓迎し、さらにそのような帰還が自発的かつ持続的であることを確保するために、国際連合難民高等弁務官事務所および実施団体への必要な資源の提供を含め、取り組みを促進することを奨励し、さらにまた、必要な治安状況の確立への支援を含め、その能力と展開範囲内において、持続的な帰還を円滑に進めるために各団体と調整を行なうようUNMISに対して要請する。
19. 特に国境地帯における、おもに文民に影響し、潜在的に激化する可能性を持っている根強い局地的な紛争に対する懸念を表明し、この点に関し、決議1674に従って、武力紛争における文民の保護に関するGNUの義務を果たすうえで、NCPとSPLMの十分な協力を促し、また、地域的な紛争解決メカニズムを支援するための統合された戦略を開発し、実行することにより、文民の保護を最大化するために、紛争管理能力を強化しようとするUNMISの意図を支持する。

20. スーダンの一部における紛争が、スーダンの他の地帯、また、地域に影響を与えることに留意し、そこで、CPAの実施とスーダンの平和という究極的な目標を支えるために、UNMID、AU-UN合同仲介支援班および他の利害関係者と、それぞれの団体が補完的にその任務を実施することを確保するために、UNMISに対して緊密に調整するよう促す。
21. さらにまた、スーダンの人々にとって平和の配当を分配するうえで不可欠となっている復興および開発援助の提供を円滑にするために、その能力と展開地域の範囲内で、人道、復興および援助機関と調整するようUNMISに対して要請する。
22. GNUに対し、すべての国際連合の活動について、その領域内で、その任務の履行に全面的に協力するよう要求する。
23. ウガンダ政府とLRAとの間の将来の最終和平合意の実施を支援するうえで、UNMISがとることが可能な措置について、安保理の検討のために報告書を提出するよう事務総長に要請する。
24. スーダンにおいてUNMISの要員および物資の移動に対して加えられている制約ならびにすべての妨害、およびそれらの制約や妨害によるUNMISが効果的に職務を遂行する能力や影響を受けている人々に到達する人道援助コミュニティの能力に対しての悪影響に関する懸念をくり返し表明し、この点に関し、UNMISに対して全面的に協力し、また、その職務の遂行を促進し、さらに国際人道法のもとの義務に拘束されるようすべての当事者に要求する。
25. 事務総長に対し、UNMIS内部において国際連合の性的搾取および虐待に関するゼロ・トレランス政策の完全な順守を確保するための必要な措置の遂行、および安保理への情報提供を継続するよう要請し、また、兵力提供諸国に対して、展開前の啓発教育の実施を含む適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関係した場合には、懲戒処分などの行動により、全面的なアカウンタビリティを確保するため、懲戒処分および他の処分をとることを促す。
26. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。